

法曹有資格者の海外展開に関する 分科会（第3回）議事録

第1 日 時 平成26年1月30日（木） 自 午後3時00分
至 午後5時00分

第2 場 所 弁護士会館17階1702会議室

第3 議 題

- 1 開会
- 2 試行方策についての検討及び意見交換
 - (1) 「法曹有資格者の海外展開を促進する方策を検討するための調査事業」について
 - (2) 「国際業務推進センター事業」について
 - (3) 「人材育成事業」について
 - (4) 「法曹有資格者の国際機関への登用等」について
- 3 今後の検討について
- 4 次回の予定、閉会

第4 出席者等

大島座長，道垣内教授，中西内閣官房法曹養成制度改革推進室参事官，佐熊内閣官房法曹養成制度改革推進室参事官補佐，中島法務省大臣官房司法法制部官房付，横幕法務省法務総合研究所国際協力部教官，赤松外務省経済局政策課長，石本弁護士，片山弁護士，宇崎日本商工会議所国際部主任調査役，大貫日本弁護士連合会事務次長，矢吹日本弁護士連合会国際交流委員会委員長，武藤日本弁護士連合会中小企業の海外展開業務の法的支援に関するワーキンググループ座長，大村日本弁護士連合会国際室室長，経済産業省オブザーバー，中小企業庁オブザーバー，独立行政法人日本貿易振興機構オブザーバー

○大貫次長 それでは、予定の時間をちょっと過ぎましたが、石本弁護士は後で駆けつけていただけるという期待を込め、法曹有資格者の海外展開に関する分科会の第3回の会議を始めさせていただきます。私は、日弁連事務次長の大貫でございます。前回と同様に、本分科会の進行をさせていただきます。

本日御出席の構成員・オブザーバーの皆様は、机上配付しております資料1の出席者名簿のとおりでございますので、御紹介に代えて、この資料をお読みください。

まず初めに、資料の確認をさせていただきます。お手元に資料目録、これは1番から5番とございます。また、机上配付資料が1から3までございます。まず資料1ですが、先ほど申しあげました出席者名簿です。資料2は、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組について、本分科会のほか、国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会及び企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会という二つの分科会がございまして、本分科会も含めて三つの分科会での試行・方策の取組状況を記載したものが資料2でございまして、後ほど内閣官房法曹養成制度改革推進室の中西参事官から御説明を頂く予定でございます。資料3は、これは第1回分科会で提案されました法務省様の発案による法曹有資格者の海外展開を促進する方策を検討するための調査・研究事業についての概略図と、調査・研究事業で想定される活動内容を列挙したものです。これは後ほど法務省大臣官房司法法制部の中島官房付から御説明いただく予定でございます。資料4ですが、これは人材育成事業についての概略図ということで、後ほどこれは日弁連国際室の室長である大村弁護士から説明を頂きます。資料5は、これは慶應義塾大学大学院の法務研究科のホームページの抜粋でございます。同大学院では平成26年、今年4月から法曹継続教育という言い方に日本語ではなと思うのですが、リカレント教育プログラムが開始されるということで、その開講科目の一覧でございます。机上配付ですが、1番、A4を横に見ていただきますと、在外公館に寄せられる相談について集約したもので、後ほど赤松外務省経済局政策課長から御説明いただく予定となっております。机上配付資料2は、これは日本の法律事務所の海外展開に関する概況について取りまとめたもので、後ほど海外業務研究会の石本弁護士から御説明いただく予定となっております。机上配付資料3について、日弁連の事業として法律サービス展開本部が立ち上がる予定でございまして、その中で特に海外展開の分野を取り扱う国際業務推進センターについての概略図と、国際業務推進センターでの実施を企画している事業のイメージ図です。これは後ほど私から概略を説明いたします。

以上が資料の説明なのですが、資料の非公開について、座長に御判断いただきたく思っております。今御説明した資料の中で机上配付資料の1から3ですが、これはいずれも内部資料で、外部に公開していない資料ということで、本会議においては非公開資料ということでお取扱いいただきたく思っております。よろしいでしょうか。

○大島座長 公開しないということで、結構でございます。

○大貫次長 ありがとうございます。

それではメンバーも揃いましたので、法務省の鈴木参事官はちょっと遅れているということですが、その旨、中島様に御対応いただけるということですので、中身に入っていきたいと思います。

まずは法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組について、三つの分科会での試行・方

策の取組状況を、内閣官房法曹養成制度改革推進室の中西参事官から御説明いただきます。
よろしく申し上げます。

○中西参事官 中西です。資料2の色刷りのペーパーを御覧ください。これは平成25年12月17日の顧問会議で行いました活動領域拡大の進捗状況に関する報告の概要をまとめたペーパーです。そのときの報告を中心にさせていただきます。

まず国・地方自治体・福祉等の分科会ですけれども、国の機関における活動領域の拡大につきましては、法務省の大臣官房司法法制部において、昨年の5月から弁護士1名を研修という形式で受け入れて業務にあたっておられるほか、今年の1月からは保護局、6月からは矯正局においてそれぞれ弁護士を受け入れることになっております。これに加え、法務省及び日弁連との協力の下で、復興に関係する機関での弁護士の任期付公務員としての採用に向け、公募の手続を進めております。

次に地方自治体に関する取組では、日弁連が中心となり、これまでに東日本大震災の被災地のうち15自治体への法曹有資格者派遣に向けたニーズ調査を実施し、このうち4自治体で弁護士の派遣が実現しているという状況です。また、昨年4月から大阪弁護士会等におかれまして、地方公共団体等との連携活動の窓口を一本化する行政連携センターの運用が開始されておりまして、こうした各地の取組を受け、本年度中に日弁連内に全国版行政連携センター（仮称）を設置し、各弁護士会における行政連携活動を推進するということになっております。

更に日弁連法務研究財団による条例作りレビュー研究会も置かれていますが、これが昨年11月に発足しまして、大津市のいじめの防止に関する行動計画の策定に対する支援を行ったほか、今後も他の自治体にこういった条例作りの働きかけを行っていく予定でございます。

そのほか、伊豆市等での法テラス常勤弁護士の研修としまして、昨年10月から伊豆市、伊豆の国市及び函南町の3自治体合同での研修を開始しております。その研修の中で、司法ソーシャルワークという概念で、弁護士が行政や福祉に携わる機関と連携して、高齢者・障がい者などの社会的弱者が抱える福祉分野や法的分野の問題解決に取り組む実践を推進しているところでございます。

次に企業の分科会についてです。企業における弁護士の採用促進に関しまして、この間、企業内弁護士が過去10年余りで約1,000人に増えています。こうしたこの間の経緯と教訓と、日弁連や各弁護士会の取組を踏まえ、求人、求職、双方への情報提供をよりきめ細やかに行き、採用促進の支援をより強化していく、そのために本年度中に日弁連においてひまわりキャリアサポートオフィスを設置するという予定で、現在準備を進めております。

また、女性起業家・企業内女性弁護士支援ということも掲げてあります。これにつきましては、社会を活性化する重要な課題と位置付けられている女性の視点を活かした新規事業への法的支援の在り方について、関連団体や事業者からヒアリングや意見交換を行っております。それと同時に、企業内弁護士の4割は女性弁護士であることに着目しまして、企業内の女性弁護士に対し労働安全の提供やネットワークの構築等を行っていくことも目指しております。

更に法曹養成段階、継続教育におけるカリキュラムの改善ということについて、慶應義塾大学法科大学院で昨年開講されております企業内リーガルセッションワークショップ・プログラム、これを慶應義塾大学の協力を得まして、分科会の調査・検討対象としておりまして、こうしたカリキュラムをほかの法科大学院にも広げていく、働きかけを始めておりま

す。

加えて、弁護士のための研修として、弁護士会での企業法務向け研修講座の開発、更には法科大学院における展開先端科目の事業で、弁護士の研修に適切なものを弁護士も受講できるような仕組みを作っていくことも具体的に検討作業に入っているということでございます。海外展開の部分は、ここの分科会ですので、内容については割愛させていただきます。

12月7日の顧問会議ではこういった報告と意見交換を行いました。意見交換では、この表の右に白枠で書いてありますが、明石市や鹿角市から法テラスへ要望が新たにあったことが報告されたことも踏まえ、顧問の方から地方自治体の分野の拡大に関する御発言が多数なされました。ただし、自治体だけではなくて、活動領域の拡大全般について、研修やインターンといったボランティア活動ベースだけではなくて、経済ベースに乗るような持続的な取組にしていく必要があるという指摘を顧問の方から受けております。この本分科会に関する御発言としましては、海外に進出した法律事務所にODA資金から財政的な支援をする、これはオーストラリアがそうだという御紹介もあったのですが、こういった例が紹介されまして、政府として企業の海外展開のインフラ整備として弁護士を位置付けることを要望すればどうかという趣旨の御発言もありましたことを御報告いたします。以上です。

○大貫次長 ありがとうございます。中西参事官から御説明いただきました。

それでは、今日お配りした議事次第に従って、議題2(1)から進めていきたいと思えます。まずは法曹有資格者の海外展開を促進する方策を検討するための調査・研究事業について、法務省大臣官房司法法制部の中島官房付から検討事項の御説明をお願いします。

○中島官房付 法務省の中島でございます。資料3に基づいて御説明させていただきます。

第1回の分科会で御紹介しましたとおり、法務省では海外に進出している日本企業、あるいは在留邦人の方に対する法的支援を充実させ、日本の法曹有資格者の活動領域を海外に拡大していくということを目的としまして、こういった海外における法的支援に対するニーズ、あるいは、こういったニーズに即した法律専門家へのアクセスの在り方、支援の在り方といったことを検討するための調査・研究を行うことを予定しております。

平成26年度の予算要求で、タイ、シンガポール、インドネシア、ベトナム及びマレーシアの5か国を想定して概算要求を行っていたところでございますけれども、そのうちタイ、シンガポール及びインドネシアの3か国について、政府の予算案に調査費用が計上されております。この調査の実施にあたりましては、日弁連とも堅実に連携をするとともに、各関係省庁、あるいは経済団体の皆様におかれましても御協力を賜ることができればというふうに考えております。

続きまして、この資料の裏側のページの縦の紙でございますが、この調査で具体的にどういった活動を行うのか。詳細な活動内容につきましては現在日弁連とも協議させていただいておりますし、また今後、関係機関の皆様のお知恵も借りながら、最終的な調査手法、調査内容を確定させたいと考えております。現時点で想定されている調査事項としては、ここに記載されているようなものと考えております。

まず1点目としましては、日本企業、あるいは在留邦人に対する法的支援のニーズを明らかにするというを目的としまして、過去に生じた法的なトラブルの事例、あるいは支援が必要な分野、それに対して考えられる支援の分野といったことについて調査を行ってまいりたいというふうに考えております。

それから2点目としまして、日本の法曹有資格者が現地で活動する場合、現地法との関係では外国の法曹資格ということになりますので、そういった外国の法曹資格での可否、活動ができるかどうか、あるいは、できるとした場合に、その条件がどうなっているのか、あるいは、日本以外の国の法曹資格を持っている人がどういった活動をしているのかといったことについても調査していきたいと考えております。

それから、今回の派遣にあたりましては、調査結果についての報告だけではなくて、実際に日本企業や在留邦人の支援のための試行方策というのも実施をしたいというふうに考えております。もちろん滞在資格ですとか現地法との関係で可能な範囲にとどまるということにはなるとは思いますけれども、例えば日本企業や在留邦人に対する情報提供、あるいは説明会の開催、あるいは関係機関との情報の共有や連携、必要な活動基盤の検討・整備、あるいは現地の法曹との連携体制の整備といったことを行うとともに、その結果を基に、更なる調査を行うということも考えております。それから、最終的にはこれらの活動結果に基づきまして、日本の法曹有資格者の現地での活動の在り方についての分析・提言を行うとともに、その結果を一般に公開することを予定しております。

本件の調査を実効的なものにするために、特に調査事項、それから調査の進め方などにつきまして、当分科会の皆様のお知恵を拝借できればというふうに思っております。以上でございます。

○大貫次長 ありがとうございます。この調査・研究事業について、後ほど皆さま方の御意見を頂く予定ですが、そのための参考となるデータ等々の紹介を頂くと、意見交換も効率的にできるのかなということ、在外公館に寄せられる相談について、外務省経済局政策課長の赤松様から御説明いただければと思っております。よろしくお願ひします。

○赤松課長 では、お手元に配付させていただいております机上配付資料1について、御説明したいと思います。

その前触れとして申し上げますと、今外務省では岸田外務大臣を本部長として、日本企業支援推進本部というものを昨年末に設置しており、日本企業支援というものを大々的に推進しているところでございます。その推進本部が設置される前から、全在外公館、全在外公館というのは大使館も総領事館も含めてという意味ですが、それに日本企業支援窓口というものを設置しております。そして担当官と連絡先、eメールも電話も含めて公表しております。そこで様々な支援事業を行っております。今回御紹介させていただきますお手元の表は、そこから年に2回、今の段階ですと月間の統計を本省に報告してもらい、その統計を集計したものでございます。今大貫次長から御紹介いただきましたとおり、これ自体が直接法曹需要に結び付くというものでは必ずしもないのですが、多くの示唆を含んでいると思っておりますし、それからここで実際に日本企業が現地に進出して、あるいは現地に進出しようとするにあたって、どんな困難に直面しているのかということを知っていただくことによって、法曹有資格者の出番というものにもつながっていくのではないかと思いますので、直接的な法曹需要というものではないものも含めて、全体を御説明申し上げます。

表を御覧いただきますと、横の列の方に(1)現地政府に対する要請、司法手続是正の申入れというのがあります。縦軸の方には地域別に結果を、どれだけ大使館・総領事館から支援業務を行ったかという統計を集計しております。イメージを持っていただくために、順に(1)から(7)までありますけれども、そこはどんなものが支援事業として行ったのか

ということを御紹介させていただきます。これは実例のものですが、ちょっと各企業のプライバシー、営業の秘密との関係があるものですから、特定されないよう大雑把に御説明いたします。

まず（１）の現地政府に対する行政・司法手続是正等の申入れを行った例として三つほど申し上げますと、一つは、ある国の入札で技術管理者に関する要件というものがあったのですが、それが日本の法律とは異なる要件になっているという事例がありました。その結果、入札条件を満たすことができないということになってしまっていて、日本企業が困っていたと。それに対して在外公館の方から日本の制度を説明する書面を現地政府に提出した結果、入札が受理されるということになったという事例がございます。二つ目の事例といたしましては、ある国の投資環境を悪化させるような法改正が行われそうになっていたため、相手国政府や関係者に働きかけを実施した結果、改正自体の審議が見送りになったという事例もございました。三つ目の事例といたしまして、ある国が特定の日系企業のみが不利益を被るという結果になるような政令改正を導入しようとしたという事例におきまして、在外公館の方から冷静な対処を行うように所管省庁に求めて強く働きかけた結果、この法案は成立させないと、政令はできずに済んだという事例などがございました。これはうまくいった例ですが、こういう形での行政・司法への是正申入れというものが、ここの集計に挙がっているのは、必ずしもうまくいったものだけを挙げているわけではございません。

次に、（２）の事業の相手方とのトラブルを解決するための働きかけについてです。この例としては、例えばある国の日本企業が社内で過激な労働争議に遭ってしまっていて、経営が滞り、会社が存亡の危機に直面するという事態にまで至っているということで、在外公館の方に何とかしてほしいという要請を受け、相手国の担当省庁に仲裁に入ってくれという働きかけをした結果、数日後に労働争議が解決されるという事例がありました。

（３）ビジネス環境の改善・広報等の取組の例について、これは最近積極的に取り組んでいるのは、天皇誕生日レセプションなど、日本政府主催の行事の際に、日本産のお酒、あるいは日本の電機機器やテクノロジーを使った物、それから日本企業製品、こういう物を試供品として提供して広報に努めるということを行い、非常に好評であったと。これは多数事例があります。

（４）の現地での情報入手・人脈形成への協力。これは非常に需要が多いです。三つほど例を挙げさせていただきますと、一つは、ある国で現地の日系企業の増加がどんどん進んでいるのですが、それに合わせるように労働問題が多発する傾向にあるという状況が出てきたことを踏まえ、これはJETROさんとの共催だと聞いておりますが、現地日系企業の労務管理セミナー、「どういうことに気を付けないと、そういう労働問題というものになりますよ。」というものを具体的に紹介するセミナーを開催するという事例があります。二つ目の事例として、新たに事務所を設立して駐在員を派遣しようということになった企業に対して、政治経済情勢はもちろんのこと、生活環境や安全情報、日系企業団体や、日系社会の歴史や、何に注意が必要かという点も含めて、そういうものについて説明しているという事例がたくさんありまして、これは非常に好評を博しているということでございます。三つ目に御紹介できる事例としましては、現地の日本商工会の定例会の会場として在外公館施設を提供し、更にはその場で2国間関係の現状はもちろんのこと、領事サービスや広報文化施設の活用等、サービスに至るまで説明した上で、保有施設の提供というものも行ったということです。当

然そういう場合には、場合に応じて相手国政府の要人等も招待するというところを行い、人脈形成にも同時に努めているという公館が幾つもあります。

次に、(5)の知的財産権保護に関する相談対応等でございますけれども、事例を二つほど申し上げますと、一つは、ある国ではそういう知的財産権侵害みたいなものが多発するというところで、相手国の政府当局の職員に対して日本製品の海賊版と模造品・模倣品、この見分け方というものを訓練した。そういう日本製品と偽物・本物の違いが分かるのはここを見るのだというような、具体的な指導も含めたセミナーを開催したと。日本製品の知的財産保護セミナーということで、最近各地で開催するようにしていますが、これは非常に好評であったということです。二つ目の事例ですけれども、日本企業の模倣品が現地の市場で販売されていたのだけれども、その会社は模倣品対策の実績というものが無いものですから、どうしたらいいでしょうかという相談を受けたという事例において、在外公館から模倣品対策の助言や支援を行った結果、具体的には警告状の送付ですとか、あるいは示談交渉等が順調に進みまして、この事例では示談も成立しましたし、損害賠償金の支払いまで円滑に結果を見ることができたということでございます。これはうまくいった事例ですけれども、うまくいっていないものももちろんあるわけです。

(6)の邦人保護・安全対策に関する支援の例でございますが、これはほとんどの在外公館でいろいろな試みは当然行っております。例を四つほど挙げますと、安全対策協議会、正に日本企業の安全対策のための協議会というものを開催しております。二つ目は現地ベースで、海外の在留邦人や日本企業の安全確保に関する問題意識、「こういう点について気を付けたらいい、今こういうテロ情報や治安情勢があります。」という情報を提供するための会合を開催して説明するというもの。三つ目の例としましては、緊急時の在外公館と在留邦人の間の連絡体制。今はなかなかそういう連絡網みたいなものを作ること自体がいろいろ難しいということはあるけれども、そういう連絡体制というものを敷いて、そのための協議会というものを開催する。四つ目には、三つ目の例と少し被りますが、最新の一般治安情勢の提供などができるような仕組みの作成です。SNS サービスを活用して、先ほどの緊急連絡網にプラスし、そういった情報提供を行うという組織を作ったという事例などがありまして、これはそれぞれの国の事情に応じて相当取組が出ているということでございます。

大体今申し上げたものが幾つか拾ってみた事例で、それに限られたものではなく、かなり万遍なくいろんな事例は生じてきておりますが、そしてそのそれぞれを集計したものがこの表のところに書いてあるものです。これ自体というのは、先ほど申しましたように、更に支援を強化して行っておりますので、実際の需要はもっと増えていくと思います。とかく日本企業でも中小企業などからは、なかなか在外公館の敷居が高いから、そんなにすぐには相談に行けないという話もありますので、今は気軽に相談に来ていただけるような体制というのを整備しています。恐らく近い将来、そういうニーズというのは更に広がっていくであろうと考えております。

数字につきましては一々御紹介は申し上げませんが、大体イメージとしては、やはり日本企業が多数行っているところではそういう件数が多いという傾向はあろうかと思えます。以上でございます。

○大貫次長 ありがとうございます。非常に興味深い情報の提供を頂いたというふうに思います。

それでは続きまして、また議論をするための情報として、海外での日本弁護士の活動状況等について、海外業務研究会の石本弁護士から御説明をお願いします。まとまった形でこういうふうの説明を受ける機会というのはあまりないと思いますので、貴重な機会になるかと思えます。よろしくをお願いします。

○石本弁護士 海外業務研究会の石本より御報告させていただきます。資料としましては、お手元の机上配付資料の2を御覧いただければと存じます。

日本の法律事務所の海外展開に関する概況と題する資料でございますが、初めにお断りしておく必要があるかなと思えますのは、日本の法律事務所全ての状況を網羅的に反映している資料ないし数字ではございませんで、基本的にはここに海外業務研究会の構成事務所として書いております日本の大手の法律事務所、7法律事務所、具体的にはアンダーソン・毛利・友常法律事務所、シティユーワ法律事務所、TMI 総合法律事務所、長島・大野・常松法律事務所、西村あさひ法律事務所、大江橋法律事務所、森・濱田松本法律事務所から出された数字を集計したものとなっております。ですので、例えばこの7事務所以外の、もう少し規模の小さい法律事務所であるとか、あるいは欧米系の法律事務所の日本における拠点といったものに関する数字は反映されておられません。そういう意味では厳選されたものではあるのですが、この七つの法律事務所、弁護士の人数を合わせますと2,000人を超える規模でございますし、また海外・国際業務についてもどの事務所も積極的に取り組んでおまして、そういう意味ではそれなりに有意な数値になっているのかなとも思えますので、ここで御報告させていただく次第です。

表について簡単に御説明いたしますと、海外拠点展開の状況ということで、海外拠点、各拠点の日本資格の弁護士数、日本の弁護士の数、各拠点における外国法の資格の弁護士の数というものを統計で出しております。海外拠点につきましては後ほど、この後にある地図を使いまして、もう少し具体的に御紹介していきたいと思えます。

海外展開、まずはここでありますような拠点を設置するような展開というのがあるわけですが、必ずしもこの拠点を正規に設置するというだけが海外展開の在り方ではないということで、もう一つありますのが、各国の現地の法律事務所等への出向・研修という形で、日本の法律事務所から日本の弁護士等がその国に行くという形で展開を図るといったことも広く行われております。その数字をまとめたものが2番目の表となっております。欧米系への出向・研修と、それ以外のアジアを中心とした地域への出向・研修とを分けております。近年の傾向としましては、アジア等への出向・研修が非常に増えているというのが一つ顕著な事象としてございますが、それ以外に、従来の中国を中心とした東アジアで最近増えております東南アジア以外の地域への出向・研修というのもかなり積極的に行われておまして、この表でも例えばブラジルへ4人、アラブ首長国連邦にも1人いるというのが出ておりますし、この統計の時点からはたまたま外れたのかもしれないですが、トルコに出向に行ったというケースもございます。このほか、将来的には、例えばロシアであるとか、いろいろな国への出向が検討されているというふうにも聞き及んでおります。

次に所属弁護士全体の保有資格の概況ということで、事務所に所属の弁護士の資格保有状況についてまとめた表を掲載させていただいております。これは必ずしも海外に物理的に行かない形でも海外業務を展開する、その際の人的な体制として、いろいろな国の法曹資格の人間が集まっているという状況を統計として示しているものでございます。

ここで最初に日本法、日本の弁護士で、ニューヨークを中心とするアメリカの資格を持っている人間がこの7事務所どれぐらいいるのかという数字を示した表がございまして、その隣が非日本法資格保有者の米国各種資格保有状況ということで、日本法の資格を持っていないアメリカの資格の方で、日本の七つの法律事務所所属している方の統計が次の表でございます。その下にありますが、左が日本法資格保有者の米国各州以外の資格保有状況です。これは申し訳ございませんが、統計が間違っておりまして、ベトナムは4人となっておりますが、これはあくまでベトナムにおいて外国法、日本的に言う外国法事務弁護士としての活動を認められているという数字が混入してしまっております。これは0人ということで御修正いただければと思いますが、率直に申し上げまして、日本法資格保有者がアメリカ以外の資格を取るケースというのはまだ少ないという状況でございます。その隣、右側が非日本法資格保有者の米国各州以外の資格保有状況ということでは、アメリカ以外の外国の弁護士の方が外国法事務弁護士、あるいはトレーニー等の形で日本の法律事務所所属されているという状況についてまとめたものでございます。アジアを中心としてかなりの幅があるということが御覧いただけたと思います。

続きまして、ページをめくっていただきまして、東南アジアの地図と中国の地図を御覧いただければと思います。東南アジアの箇所でございますが、先ほど申し上げましたように、東南アジアを中心に海外拠点展開というのは日本の法律事務所も積極的に行っているという状況が、2～3年前から引き続き、現在も続いているという状況でございます。直近でも、例えば西村あさひ法律事務所がミャンマー、タイに拠点をしたり、あるいは発表ベースであります、森・濱田松本法律事務所がミャンマーにオフィスを設立する予定を公表したりといったことが行われている状況でございます。

ここに東南アジアの主要国、台湾等も含めてですが、幾つか拠点が突出しているということが見て取っていただけたと思うのですが、幾つかの主要な国、例えばインド、あるいはインドネシアについては、いわゆる拠点というを出していることはないという状況でございます。これはむしろその国の規制で外国の法律事務所を設立するというのがまだ認められていない状況というものを反映したものでございます。

もう一つの表が中国における状況でございますが、日本の法律事務所の海外拠点の展開というのは基本的に中国を中心に、1990年代後半から始まったというふうに言ってよいと思います。現在も中国に拠点を有している日本の法律事務所は、今回のこの統計に入っております7事務所以外でもたくさんございまして、この表は基本的にそれも把握している限りで反映しております。ごく最近の動きとしましても、例えば西村あさひ法律事務所が北京に引き続いて上海に二つ目の事務所を出すといったり、あとは他の事務所でも上海に法律事務所を出す予定があるといったところも聞き及んだりしておりますので、まだ中国展開というのも引き続き積極的な状況があるというふうに言ってよいと思います。

最後、めくっていただいたところに各7法律事務所のホームページ及び関連しているページのアドレスを御参考にお付けしております。私からの報告は以上になります。

○大貫次長 石本先生、ありがとうございました。

議事次第第2の(1)に関して、法務省から御説明いただいた調査・研究事業を基軸に、それに参考となるような情報として、外務省及び石本弁護士から情報を頂いたということでございます。それらを踏まえて調査・研究事業をこれから実際に進めていくということになる

のですが、それについて御質問、あるいは御意見も含めまして、御発言のある方は遠慮なく言っていただきたいという意見交換のセッションに入りたいと思います。いかがでしょうか。

○道垣内教授 よろしゅうございますか。

○大貫次長 道垣内先生、お願いします。

○道垣内教授 冒頭に御説明を頂いた資料3ですが、この裏側の紙と表側の紙の関係について伺います。表の右側ですが、従事させる調査活動というところに四つ項目があります。これらと裏面の活動内容とが必ずしも一致していないようです。これは作成された時期が違ふということですか。

○中島官房付 そこは調査内容をどう整理するかということの問題もあるということと、日弁連をはじめ関係各機関との調整の過程で調査内容が整理されてきているという面もあります。

○道垣内教授 それでは、具体化しつつあるのが裏側の方だということですか。

○中島官房付 はい。

○道垣内教授 今年の予算が付いたのは3か国ということですが、シンガポールのように、すごくたくさん日本企業等が既に進出しているところが含まれています。そうすると、同じ調査項目でこの3か国とも横並びに調査するというわけにもいかないのかなと思います。日本との関係で見た法的環境が違ふように思うのです。そもそもこの3か国が選ばれたのはなぜでしょうか。

○中島官房付 最終的には財務省の査定によるものですが、こちらが当初5か国出した際には、現地に進出している日本企業の数ですとか、あるいは在留邦人の数等をもとに、当初この5か国を選定しております。

○道垣内教授 それに基づいて、どういう調査をさせるかということを検討していく途上にあるわけですね。これら3か国は大分違ふように思います。例えばタイですと製造業がたくさん出ているようですし、シンガポールにはむしろサービス業あるいは金融の拠点があるように思います。インドネシアについて私はよく分かりませんが、人口が多いところで、日本との関係も歴史的に古く、更に発展してくる感じがします。

○中島官房付 正にそういった点の御指摘があれば、有り難く承りたいと思います。頂いた御指摘を踏まえまして、個別の調査事項を検討していきたいと考えております。

○矢吹委員長 よろしいですか。

○大貫次長 お願いします。

○矢吹委員長 正に道垣内先生がおっしゃったことが、私は本来この目的だと思うんです。つまりそれぞれの日本企業の進出度合いの違い、それから日本の弁護士の働きやすさの違い、参入度合いの違い、それらそれぞれのレベルに応じて調査してきていただいた方がよいのではないかと。そういう意味において、シンガポールが入っているのはなぜかという点も含め、外弁制度を認められていないインドネシア、タイ。タイは日本企業が古いですから、日本の事務所も古い事務所があります。そういうように3か国それぞれの事情が相当違ふので、むしろそういったところを、違いが分かるように調査していただくのがよいのではないかと思います。ベトナムとか、最近日本の事務所が多く参入しているところに行けば良かったのですが、事情があると思いますけれども、それは別途外務省の方で今鋭意努力していただいていますので、そこで成功すれば4か国ということになりますから、そ

の4か国があれば、かなりバラエティのある調査結果を頂けるのではないかというふうには思います。

○武藤中小WG座長 では、私からも。

○大貫次長 武藤先生、お願いします。

○武藤中小WG座長 日弁連が法務省の事業に協力し、特に調査についての様々な協議をしていく経緯を私もこれまで拝見しておりましたので、2点、道垣内先生の御指摘へのお答えといいたいでしょうか、感想を述べさせていただきます。

まずは基本的に矢吹弁護士も申し上げましたとおり、この3か国の特色と現状を踏まえた調査項目を個別的に考えていくべきであるということは、本当におっしゃるとおりだと思います。画一的に調査項目をベタッとテンプレートで作って投げては全く意味がないだろうという点で、その点を強く意識しながら、具体的な調査項目とその活動内容を法務省に対して日弁連としてうまく協力できるように考えていきたいと思っております。

もう一点。企業活動だけではなくて、在留邦人に対する日本の法曹有資格者がサービスをどのようにできるかということもこの調査項目に入っていると思いますし、企業活動に限らない、広い意味でのリーガルサービスといったことを考えますと、必ずしも現状、日本の弁護士さんが行っているところが既に十分調査・研究されているということでもないのかなというのが一つと、あと、比較的先進国に近いであろうと思われるシンガポール、あるいは、その後が続いて、今これから正に発展しようとしているタイ、インドネシアという、色合いの違う3か国で調査をすることで、それぞれの地域特性に応じた日本の法曹有資格者によるリーガルサービスの在り方というもの、一つモデルのような形で考えることもできるのかなという意味で、シンガポールが入っている意義は、私はあるというふうには個人的には思っております。先生の今の御指摘を踏まえた有意義な調査項目ができるよう協力していきたいと思っております。ありがとうございます。

○大貫次長 ありがとうございます。今の調査の対象となる国が適当なのかどうか。あとは、調査項目が国ごとで一緒というのでいいのかといった御指摘がありました。国については、ある程度理由付けなり、この制度ができてきた経過もあって、こういうところになるのでしょうか。調査・研究に関して言うと、国ごとにやはりバラエティに富んだところ、ローカルな事情に合わせたものを作っていくことがいいのではないかという御議論を頂きました。そういったものに関する意見について、追加があればお聞きしたいと思うとともに、この調査を現実に進めていく中で、方法とか段取り等々も含めて、何らか御意見があれば、頂ければ有り難いと思います。現地の商工会議所さんでありますとか、JETROさんでありますとか、今後調査・研究を進めていく中で実際にコンタクトを取らせていただいて、いろいろ協力をお願いするといったことも想定されますので、そのあたりで御意見があればお願いします。では、日商の宇崎様、お願いします。

○宇崎調査役 現地により、国によって、いろいろなニーズがあると思います。ただいま赤松課長から御説明がありましたように、正にいろいろ多岐に渡っているわけで、まずこの国では何が一番必要とされるのかということを知るための調査だと私は思いますので、早く現地に行って実情を調べていただければいいのではないかと考えます。

それから、方法論についてお話がありましたので、私の意見ですけれども、ここに対象となっている3か国、あるいは5か国、また他の国でもそうですが、現地には日系企業が集ま

った日本商工会議所，日本商工会，あるいは工商会と呼ぶ場合も含め，それは必ずあります。また，これにセットした形と言いますか，事務局が同じ場合もあるのですけれども，日本人会という組織も必ずあります。したがって，そういうところにファーストコンタクトを行い，この調査をすることができないかということをお打診されるのが一番早いのではないかと思います。

商工会に行けば，企業が非常に近くなります。商工会にはいろいろな分科会がありまして，例えば観光であるとか，流通であるとか，精密機器など，そのような分科会があり，商工会に加盟・加入する企業は必ずそのどこかに所属します。そうすると，その分科会の委員長に話を通せば，その業界・分野の話，困っている点やニーズのヒアリングはかなり容易にできるのではないかと思います。それから，日本人会についても同じくいろいろな委員会がありますので，そこを通して在留邦人の方にもアクセスすることができるだろうと考えます。

○大貫次長 ありがとうございます。先ほど手を挙げられましたので，赤松様，お願いします。

○赤松課長 先ほども申し上げましたとおり，外務省といたしましては，日本企業支援推進という，そういう切り口から法曹有資格者の海外展開を支援させていただきたいと思っておりますので，今の具体的な調査・研究というのも，その上では非常に有意義な調査ができると思うので，御協力したいと思います。

その際に，恐らくは，調査項目という点については，先ほど来先生方から御指摘があったように，そのそれぞれの国に応じた形できめ細かく対応することが必要だろうと思います。その上で，我々，外務本省も在外公館も含めてですけれども，実際の調査の方法や段取りなどはよく御相談させていただいて，どんな形で進めるのが実際いいのかというのは，これから調査項目が浮かび上がってくれば，どんな方法が必要かというのが分かると思いますので，細やかに御協力をさせていただければと思います。

その際，やはり若干今の段階からも気になるのは，その調査・研究というときの，どういうステータスの方が行かれるのかということです。その際に在外公館としてもより支援をしやすい形，あるいは，いろいろ個別の企業が絡むようなところまで調査したいということになると，やはり国家公務員法上の守秘義務がきちんとかかっているんで，在外公館などは企業からも信用されているいろいろ相談してもらえますが，そういうところの垣根とか，そういうものをクリアしていくのがどうかとか，そういう具体的なお話もさせていただく必要が出てこようかと思います。それも今，タイ，シンガポール，インドネシアということなので，その辺の在外公館ともこれから話をしたいと思っておりますので，個別具体的に検討を進める方がいいのではないかと思います。よろしく申し上げます。

○大貫次長 ありがとうございます。今の点で，中島様。

○中島官房付 今回の赤松課長から御指摘があった点ですが，今回，調査の形態としては，調査委託という形を想定して予算を計上しております関係で，非常勤の国家公務員という形で送るとするのはちょっと難しいかなと考えております。ですから国家公務員法上の守秘義務というよりは，縛るとすれば契約の中で何らかの縛りを設けるということになるのではないかと考えております。また一方で，今回の調査結果というのも，法務省の内部だけでの利用にとどまらず，あるいは官庁内部での利用ということにとどまらず，広く公開することも考えておりますので，それとの関係で，守秘義務をどのように設定するのかについても調整をさ

せていただければと思っております。

○道垣内教授 今回の関連ですが、よろしいでしょうか。

○大貫次長 道垣内先生、お願いします。

○道垣内教授 既に確か検討されて、日弁連の方にお伺いすれば分かると思うのですが、日本の弁護士法の域外適用はどのように整理されているのでしょうか。属人的適用なのか、属地的適用なのかという整理は、もう完全にできているのでしょうか。というのは、外国における日本弁護士の行為について、契約だけで縛るのか、あるいは弁護士資格があれば弁護士法の縛りが及んでいるのか、という点が問題かと思われまので。

○大貫次長 それは私から。弁護士法や職務基本規程自体が一般的に域外適用されるのかについては、議論があるところですが、弁護士の非行についての規程は域外でも適用される、すなわち、道垣内先生のおっしゃる属人的に付いていくと考えてよろしいかと思えます。

○道垣内教授 そうすると、契約以外に、弁護士法の規律も委託事業で派遣される日本の法曹有資格者には及んでいるということですね。

○大貫次長 ただ、弁護士の守秘義務というのは、基本的には、これは矢吹弁護士がおっしゃいましたが、依頼者との関係で、その秘密を守ることになります。今回の調査・研究は、法務省の方から委託を受けた受託者として、その弁護士がいろいろ調査活動をするということなので、弁護士法的な観点では弁護士は依頼者である法務省に対して守秘義務を負っているということになります。今、問題になっておりますのは、ヒアリングの対象となっている人たちが、その調査をする弁護士に対して話した事柄の秘密をどこまで守ってもらえるのだろうかということが多分気になるということかと思っておりますが、それは多分、通常の弁護士で議論されている守秘義務とは場面が違うと思えます。したがって、契約というのは元の契約もそうでしょうし、ヒアリングをする際に「今ここでお聞きしていることについては、こういう範囲でディスクローズはしますが、それ以外はしません。」とか、そういったような個別の約束事で決めていくのではないかなと考えておりますが、中島官房付、そんなイメージでいいですか。

○中島官房付 はい。

○矢吹委員長 よろしいでしょうか。

○大貫次長 どうぞ。

○矢吹委員長 矢吹ですけれども、最初の属人的か属地的かは、多分それは日弁連に登録している限りは、海外でも日本の弁護士として働く限りにおいては及ぶのではないかというふうに私は思いますし、でない、外国の弁護士が日本に来て、外国の例えばABAが倫理規程を行使するぞと言っているのと、双方向性があるふうにはならないと思えますので、属人的でいいとは思いますが、後者の問題についても、今武藤弁護士と話をしたのですが、依頼者の秘密保持というのは主ですけれども、その他に業務上知り得た秘密の守秘義務もあるのではないかというふうに思いますが、一度調べて、きちんと確認しておいた方がいいと思えます。

○道垣内教授 契約違反というだけですと、違反に対しては、どうしようもないことになってますが、懲戒の対象になりますということであれば、抑制効果はある程度期待され、また、そうでないと、向こうの方も安心して対応できないと思えます。

○大貫次長 おっしゃるとおりだと思います。そこはきちんと法、規則の内容を確認するとと

もに、そういうのをきちんと守るんだということの、漏れのないような対応をしていきたいというふうには思っております。ありがとうございました。座長。

○大島座長 調査の二つ大きな目的、要するに企業の話と、邦人の話があるのではないかと思います。それで外務省にお伺いしたいのですけれども、邦人の話は外務省の経済局政策課を通してやってもよいということでしょうか。それとも、どこかの段階で邦人担当関係課が出てきた方が、仕事としてはやりやすいということでしょうか。守秘義務の話は当然邦人にも関わってきます。邦人の方がむしろ場合によってはセンシティブかもしれません。企業の方は割と慣れているということかもしれません。

○赤松課長 今のお答えを申し上げますと、今窓口としては経済局政策課でやらせていただいて、省内に持ち帰って確認するというプロセスを取らせていただきたいと思います。直接ヒアリングとかそういう必要があるときには、外務省の領事局なり、然るべき者が対応させていただくということにしたいと思います。

○大貫次長 よろしいですか。では、石本さん。

○石本弁護士 石本でございます。先ほど大島座長からの御質問、あるいは武藤先生がおっしゃったことの補足的なコメントということになりますが、企業と邦人を対象としてというお話ですが、これを法制度という観点からすると、この法的支援ニーズ、1のところにも書かれておりますように、法領域として、企業が主に関心を持っている取引法、あるいは、むしろ邦人の方が関心を持っていることの多い家族法ということが重なると思うのですが、法領域がこういう取引法と家族法、経営法等というふうにも両方、大きく二つ在るというふうにも認識しております。取引法の類型につきましては、例えば私ども日本の法律事務所で海外展開・海外業務を積極的に行っているところもちろんそうですし、それだけではなくて、現地の法律事務所、あるいは欧米のグローバルに展開している法律事務所が、ある種、自由競争の中でそれぞれ情報の集積を行い、あるいはサービスの提供を行っている。そういう意味ではかなり集積は現実にその自由競争の中で行われている状況にはあるというふうにも言ってもいいかと思うのですけれども、家族法、経営法に関しては、武藤先生がおっしゃったとおり、こういった大手の法律事務所を中心とした活動の中では落ちてしまっている領域でして、そこについての法領域についての調査というのは、率直に申し上げて、我々、大手と呼ばれている日本の法律事務所も弱いところございまして、このあたりについての情報をこの調査で積極的に拾っていただけると、我々としても、もちろん邦人の方の観点からしても、非常に有意義なのではないかと思っております。

もう一つ、別の話になってしまいますが、むしろ矢吹先生がおっしゃったことに関わるかと思うのですけれども、今回3か国を対象にということでこの調査が計画されているわけですが、この3か国を比較して理解するというのが、それぞれの国に行かれた弁護士有資格者の方の、その御自身の理解で、その理解を踏まえた調査の、それが反映された調査の内容とか、出来にも非常に大きく関わってくると思っております。1か国だけを見ていると、やはり何も見えてこない。それは私どもが日常的に海外業務を行っているときもそうございまして、例えば私自身で申し上げますと、私は結構ずっと中国にフォーカスしていたのですけれども、最近はそれをベトナムであるとかミャンマーであるとか、いろいろ見るようになって、やはり視野が広がってきたというのは非常に強く感じておりまして、今回の調査においても、それぞれの方がある種比較の観点を持って、それぞれの御担当の国についての

より深い調査をしていただけるような環境を整えると。具体的には、定期的な3人の方の間の意見交換の場であるとか、そういったものを積極的に設置するといったことが有意義なのではないかというふうに思ったりしております。

○矢吹委員長 よろしいでしょうか。

○大貫次長 矢吹先生、お願いします。

○矢吹委員長 最後の点だけお願いしたいのは、3人が行きっぱなしで活動するのではなく、国内に、この中でもいいのですけれども、ぜひワーキンググループなり、そういったグループを作って、いつもアシストしてあげると。で、その情報を吸い上げて、こちらでも議論して、またフィードバックしてあげるという作業をするチームを作るか、この全体であるかは別にして、そういうことを定期的なされた方がよいのではないかと。これは法整備支援で法総研がいつもやっておられることですが、そういうバックアップチームがあった方がいいというふうに思います。

○大貫次長 これは組織を超えた、あるいはどこかの組織でということですか、そのバックアップチームの。

○矢吹委員長 この中のメンバーと、もし必要であれば、他の方を入れてもいいかもしれません。

○大貫次長 こういうメンバーをまず中心に考えて。そんな趣旨ですか。

○矢吹委員長 そういう趣旨です。別に設けるわけではない。

○大貫次長 ありがとうございます。

では、道垣内先生、座長の順でお願いします。

○道垣内教授 今回のバックアップチームの存在は、そこからの注文が多くなって派遣されている方には大変かと思いますが、それはいいことだと思います。ただ、結局これがうまくいくかどうかは派遣する人だと思います。どういう人が行ってくれるのかです。これは、来年度予算での事業といっても、4月以降、いつまでに行ける人ならいいということにするのでしょうか。公募を始めるのはまだもう少し先でしょうか。すぐ始められるのでしょうか。それにも寄りますけど、時間的余裕がないといい人は探せないと思います。また、どれくらいの資格の人を想定するのかという問題もあります。何にも書かないで公募するのか、それとも、こちらで考えているターゲットは経験何年以上何年以下といったことまで書くのでしょうか。そのあたりのことを教えていただければと思います。

○大島座長 それに関連して。

○大貫次長 関連して質問ということですか。

○大島座長 たまたまそうだったものですから、僕も質問しようと思っていたのですが、僕は予算がどんな予算なのか。さっき横の連携を取るべきだという御意見があったわけですが、そのときにどれだけの予算があるのかがよく分かりませんので、今の先生の御指摘と同じように、今の与えられた予算でどんなことができるのかということを念頭に置きながら回答を頂きたいと思います。

○大貫次長 中島さん、お願いします。

○中島官房付 まずは予算の点ですが、予算案では、合計で約2300万円が計上されています。

○大島座長 年間ですか。

- 中島官房付 はい。基本的には調査委託という形になっておりますので、成果物が出た時点でその報酬は支払うという形になります。
- 大島座長 分かりました。
- 中島官房付 人選についてですけれども、これは日弁連の方とも御相談しながら、当然語学能力は必須になると思いますので、語学能力、これまでの勤務の経験等を踏まえた形で人選を行いたいというふうには思っておりますが、今はまだ内部の手続中でございますので、この場ではその程度しか申し上げられません。
- 道垣内教授 希望としてはですから、夏ぐらいまでに行ければいいとか、少し緩めてあげないと、いい人は応募できないのではないかと思います。4月から手帳が真っ白だという人でも困るような気がするものですから。
- 矢吹委員長 その関係で、どこにオフィスを置くかを教えていただけると。
- 大貫次長 イメージですね。今の素案というか、まだ叩き台というレベルで結構ですので、オフィス、あるいは執務の場所はどういうのを想定されているのかについて、御発言を。
- 中島官房付 これは今後、現地の関係機関との調整をさせていただきたいと思っておりますけれども、理想としましては、現地に既にある機関の一室、執務スペースを提供していただくような形でできれば、それは理想的だろうというふうには考えております。
- 矢吹委員長 それは大使館とか、関係の政府機関とか、そういうところを想定されるのですか。
- 中島官房付 いろいろそういったところも含めてですけれども、これはまだ調整させていただきたいと思っております。
- 大貫次長 執務スペースに関しては、今確保に向けて調整をしている段階ですと、こういうことですか。
- 中島官房付 はい。
- 大貫次長 道垣内先生、お願いします。
- 道垣内教授 この3か国については、既に外弁規制との関係で、どこまでならやっていたのかというのは、もう調査済みなのでしょうか。つまり、派遣された人が、調査するだけだったら多分問題ないでしょうが、少しでもそれをはみ出して法律業務をするとすぐに何か問題になるようなことでは困ると思いますので。
- 中島官房付 現地の外弁の事情については、当方は法制部で外弁法も所管しておりますし、また日弁連の方からもある程度情報は頂いております。その範囲では。
- 道垣内教授 3か国でいろいろ違つとすれば、そのミッションもそれに応じて当然限定が付くはずですね。実際にはあまりリーガルサービスを提供することはないのかもしれませんが、この点は明確にしておくことは大切だと思います。
- 大貫次長 海外の調査・研究に関しまして、今活発な意見交換がなされたとは思いますが、それに付け加えて、何か御質問、あるいは御意見があれば。では、道垣内先生、座長の順でお願いします。
- 道垣内教授 机上配付資料1で先ほど御説明いただいたいろいろなケースの中で、日本企業支援について伺います。法曹有資格者がするとすれば、左の(1)と(2)などは少しリーガルな業務であろうと思います。それ以下のことは、一般的な企業支援であつて、必ずしも法曹有資格者がすることとは限らない気がします。その(1)と(2)の中で、外務省がさ

れるときには国対国なので何でも言えるのだとは思いますが、ここで想定されていることは、法的なバックグラウンドがあってこそそのこと、たとえば、そういう立法をすると WTO 協定違反の疑いがありますとか、行政実務レベルでの内外差別があるとすれば、それも条約違反ではないでしょうか、といったことなのでしょう、それともそうではなくて、もっと一般的な、それは不利益だから困りますといった単なるクレームをする場合のバックアップなのでしょう。後者の場合、外務省がする場合には多分問題ないのですが、一般の弁護士がすると、直ちに法律業務だという問題が出てくるおそれがあるように思います。つまり、法律上の代理をしているということになるのではないのかと思います。実際にはどうなのでしょう。先ほど、うまくいっているというお話を幾つか伺いましたけれども、法的な観点はいかがなのでしょう。

○赤松課長 それはなかなか一口で言うのは難しく、本当にいろんな事例がございますし、それからその国によって相当違いがございます。例えば大使館の中には裁判所から出向している法務アタッシュエであるとか、そういう方もいらっしゃるって、そういう方も領事部門を通常は兼任していて、そういう相談がある場合は、そういう方の知見も活用させていただくということは館によってはやっておりますので、実際のところは本当にプロフェッショナルなリーガルアドバイスが出ているという場合もあります。そうじゃない場合もあります。

それで、実際の活動自体が相手国にとってどうかということ、もちろん外弁の規制がありますから、その範囲内で、問題とならない範囲内であくまでもやっているということがございます。更に認められるのであれば、もちろんできる余地はあるかもしれませんが、今御報告したのは、あくまでも大使館としてのサポートという範囲内のものがございます。

○道垣内教授 大使館としては、別に外弁規制がかかるわけではなく、邦人保護だと言えば、何でも言えるような気がしますがどうなのでしょう。

○赤松課長 やはり、それぞれの相手国の許容範囲内でやっているということだと思います。実際にアドバイスという点に限って言えば、極めてコンサル業務みたいなものが重要だと思うんです。東南アジアの国などでもコンサル需要というのは相当あるなというのがこの統計を見た印象です。

○大貫次長 ありがとうございます。それではこのセッションでは最後のということで、座長、すみません。

○大島座長 まず、先ほどとの関連で、今の道垣内先生の御質問とも絡むのですけれども、例えば知的所有権のときに二つのレベルの問題があるのではないかと。つまりある企業が現地の国内法上問題があるので何とかしたいという話と、更に上の次元のこととして、国際法上の義務を相手国が遵守していないので、相手国を訴えるという場合とがあって、相手国を訴える場合には外弁の話は全くなくて、国際法上の問題になってくるので、WTO とか、あるいは ICSID (国際投資紛争解決センター) とかになってくると思うのですけれども、そういう二つの次元があるのかなと思いました。

次に極めて簡単な質問ですけれども、机上配付資料 2 で、今度の 3 か国の対象国を見てくださいと、インドネシアは拠点がありませんね。出向研修。これはどうしてなのでしょう。

○石本弁護士 これは先ほども申し上げましたが、インドネシアは外国の法律事務所がインドネシアにおいて正式な拠点を設置するということを認めていないということです。欧米系も含めて、正式の外国法律事務所の例えば駐在事務所であるとかというものはないと。

- 大島座長 どの国のもないということですか。
- 石本弁護士 どの国のもないということです。
- 大島座長 分かりました。
- 石本弁護士 すみません、30秒だけ。
- 大貫次長 どうぞ。
- 石本弁護士 派遣される方の派遣の期間が2年であるということについての議論はされていますか。
- 大貫次長 まだしていません、ここでは。
- 石本弁護士 その点、一言だけコメントさせていただきたいと思います。派遣されて行く側の弁護士、あるいは、例えば事務所として誰かが行きたいと言ったときに、それを認めるかどうかという関連からいった場合、2年はちょっと長いなという印象はございまして、せいぜい1年というのが弁護士の立場からすると現実的かなというふうには思ったりしております。
- 大貫次長 ありがとうございます。そういった点も含めて、今どういったやり方ができるのだろうかということを経済省さんの方で検討いただいているというのが現状でございます。
- それでは、今いろいろな御意見を頂きまして、国ごとに調査項目等をきちんとテーラードメイドで作っていきさだろうということ。あと、企業だけではなく、邦人、すなわち個人についての情報というのも必要かつ重要です。あと、弁護士の守秘義務の問題、バックアップチームの問題、予算、人選の問題、あと具体的に執務スペースはどうなのか、あるいは期間はどうか、いつから募集するのが適当なのかといったところで数々の意見を頂いたというふうに認識しております。そういった意見を参考にして、この調査・研究事業を進めていくことにしていきたいというふうに思っております。
- 続きまして、2の(2)国際業務推進センター事業。これは議題ですけれども、私の方から簡単に説明させていただきます。これは机上配付資料3になります。このA4縦ですが、今回の活動領域の拡大に関するこういった協議会等々を踏まえまして、日弁連の中でもそれに対応した組織を作ろうということで、今現在、この法律サービス展開本部という本部を作ろうという議論がなされております。その中には、この色分けで、緑のところは国・地方自治体・福祉に関するもので、自治体等連携センターというセンターを作る。企業関係ではひまわりキャリアサポートセンターという名の下で、そういうマッチングや人材育成等をする組織を作っていく。で、海外展開ということで、この赤ですが、これがこの分科会で議論されているようなことを踏まえて、日弁連内でこういった組織を作っていくという議論がなされております。
- それで、今現在、その日弁連の委員会なりワーキンググループで、この分科会で議論されているようなものを既に行っているところもございまして、まだやっていない分野もあります。そういったことを踏まえて、この海外展開を担う国際業務推進センターというのは、いろいろなワーキンググループ、委員会等が行っている事業等々の調整をするという役割を中心として、あとは人材育成等々についてやっていくというようなことを考えております。具体的には、国内で活動している弁護士で渉外家事事件や国際取引等を担おうとしている弁護士にどういった支援ができるのか、あとは海外で活動する弁護士についてどういった支援をするのか、あとは留学や研修の支援、あるいは国際機関登用推進に関する活動等々をやって

いくということを考えております。

その中で、既に中小企業海外展開支援弁護士紹介制度というのをこの席でも発表させていただいていますが、これは現実にスタートして、今、日々発展している分野ですので、そのワーキンググループの座長の武藤弁護士から進捗の状況について、簡単に御報告いただければと思います。

○武藤中小 WG 座長 ありがとうございます。ワーキンググループの活動について簡単に御報告させていただきます。

日弁連執行部・理事会の承認を受けてやっているのですが、現在2期目に入っておりますが、毎月ほぼ数件というペースで着実に紹介・相談を実施しております。紹介先は提携先である商工会議所様とJETRO様が中心でありまして、その他の提携先金融機関からの紹介も若干ございます。あとは問合せを受けて、実際にまだ弁護士との相談に至っていない事例というものもかなりの数がございますので、それなりの成果を出しているということがあります。

ただし、やはりこれは件数から見られますように、今の日本では数千社レベルで海外に中小企業が出ていこう、出ていってもらいたいというときに、月間数件というのはいかにも少ない。実際の相談に来られた方は非常に切実な相談で、ほぼかなりの確率で受任につながっておりますので、そういう意味では本当にニーズはあるのだろうけれども、どうしてもアクセスのところがバリアがまだ取れていないというのはございます。そこが課題でございます。いろいろな意味で課題のバリアを取っていこう、低くしていこうという活動が今後のワーキンググループの中心になっております。あとはセンター業務でもあります人材育成ですとか相互研修、あるいは、こういったことに取り組む弁護士を全国的にネットワークしていこうといった動きを、今後1年、新たな任期が5月から始まるのですが、その延長の承認を頂きましたら、そういった形で進めていきたいと思っております。

ここで心強い報告が2点ありまして、昨年の12月に日弁連の大ホールを使ってライブ研修を行いました。海外渉外をかなり専門にやっている弁護士数名が講師となって、会場に約100名、あとは全国の弁護士会にライブで同時中継をしたのですが、地方会からほぼ同数か、それ以上の100名規模の参加がございまして、非常にライブ中継をした甲斐があったと思っております。これは図らずも東京や大規模会ではそれなりに情報があったりネットワークができていけれども、地方ではそのニーズを感じて、やりたい、やろうとしている弁護士はいるけれども、なかなかそういう機会がまだないという実情があるのかなと思っておりますので、このワーキンググループの活動をできるだけ地方に広げていくといったところが、こういったライブ研修の統計からもその必要性があるということが一つ出てきているのかなという気がいたします。

もう一つ、地方展開という意味では、ワーキンググループに今年に入りましてから新潟、札幌、広島、香川、4か所の地方から参加いただいている、仙台からも参加していただくことになっているのですが、これらの地方の比較的若い先生方は非常に熱心に毎回会合に、実際に東京に来られたり、あるいはビデオ会議システムを使っておりますので参加を頂いて、例えば札幌の先生からは、渉外をやっている弁護士はまだまだ少ないのだけれども、恐らく10名や20名単位なんだけれども、実はかなりロシア案件が多いと。海産物、農水産物、あるいは機械・工業製品等々の貿易取引が非常に多く、ロシア語を今勉強している若い連中が多いとか、非常に東京には知らなかった実情がありまして、そういった方たちを組織

化して、うまくニーズとマッチングさせていきたいといった検討をしております。

そういった次第で、着実に芽はありますし、ニーズもあるのだろうとっておりますので、ぜひこのセンター業務とうまく組み合わせていって、実際の有益な活動にしていきたいと思っております。以上、報告させていただきます。

○大貫次長 ありがとうございます。

それでは続きまして、在留邦人の支援について、昨年の末に外務省領事局の政策課担当の方と面談の機会を持った、日弁連の国際室室長である大村弁護士から、その報告をしていただきたいと思っております。よろしくお祈いします。

○大村室長 大村でございます。外務省領事局政策課在外選挙室長の中根勤様から、領事としての御経験を下に、在外公館での邦人保護についてのお話を伺いました。簡単に御報告いたします。

在留邦人の数は、旅行者を除き、平成24年10月時点で約125万人であり、在外公館が扱った援護件数は、相談案件を含め、平成24年ベースで年間約1万8200件であるとのことでした。在外公館では、寄せられた相談について、一定の助言、また法律専門家や通訳者、支援団体等の窓口などの情報を提供しており、必要に応じ、各在外公館が委嘱する弁護士にも協力を得ているとのことでした。

他方、外務省領事局にはアメリカ国務省のような領事業務を専門とする弁護士と法律専門家が複数配置されている状況にはありませんが、法律に関わる問題点等については、検事の資格を持つ法務省からの出向者を中心に、領事局職員と弁護士や研究者で構成する研究会で意見交換をしており、そこで取り上げられた有用情報については在外領事にも共有されるとのことでした。

お話をお伺いしまして、在外公館に寄せられる在留邦人からの相談案件のうち、弁護士が対応するにふさわしい案件についての法律相談体制を拡充することが検討課題となり得ると考えます。まずはニーズ調査を念頭に、在留邦人を対象として、主に日本の社会保証制度、家族、相続に関する法などを説明するセミナーの開催が企画できないかと考えております。現在、係るセミナーの開催について、外務省と協議中です。以上です。

○大貫次長 ありがとうございます。それでは2の(2)の国際業務推進センター事業、資料で言いますと机上配付資料3ですが、この国際業務推進センター、右側の赤いところについて報告がありましたので、それについて御質問、あるいは御意見等があればお願いしたいと思います。

○道垣内教授 ちょっと議題が分かりにくいのですけれども、これは日弁連の中の組織をこのように組み立てようということでしょうか。

○大貫次長 そうでございます。

○道垣内教授 法律サービス展開本部なるものを新たに作るということですね。

○大貫次長 はい。

○道垣内教授 それは既存の下に記載のものとは別に作り、何らかの関係で連携とか支援とかを行いながらしていくと、そういうことですか。

○大貫次長 ちょっと違っていてまして、法律サービス展開本部という日弁連独特の言い方なのですが、そういった本部を作りまして、その本部の中にこの三つの組織がある。この三つの組織が合わさって本部になるというイメージでございます。

- 道垣内教授 それはセンターでしょうか。
- 大貫次長 ええ。
- 道垣内教授 私が下と申したのは、その更に下の記載です。これは既存のものですね。
- 大貫次長 下というのは。
- 道垣内教授 業革委員会とか。
- 大貫次長 これはここに書いてあるとおり、例えば若手法曹センターというのが現在あるのですが、それは内容、特に自治体関係のところは引き継いでセンターの方に入っていく。で、弁護士業務改革委員会という委員会があるのですが、そこでやっていることについては連携をしながらやっていくということで、ここは別組織というようなイメージです。で、支援というのは、こういった研修業務支援室等々が現在ございますし、あと国際で言いますと、国際室、国際交流委員会、中小企業海外支援ワーキンググループというのがあって、その組織がこのセンターを支援していく、あるいはお互いに協力していくといったような組織立てになっております。すみません、分かりづらいとは思いますが。
- 道垣内教授 それはここでの議題としては、どうなのでしょう。うまくやってくださいと言うしかないと思います。
- 大貫次長 ありがとうございます。力強い応援の言葉を頂けたということで、では、このセッションはこれで。我々も頑張りますので、どうか温かい目で見てくださいようお願いいたします。よろしいですか。このところは。
- それでは続きまして、議題2の(3)。どうぞ。
- 道垣内教授 今の在留邦人保護について、ちょっと伺いたい点があります。在外公館で顧問弁護士を使っているらっしゃるときの弁護士は、現地の弁護士さんですか、日本の弁護士さんですか。
- 大島座長 現地の弁護士です。個人的な体験を踏まえると、在外公館、例えば米国大使館はアメリカの弁護士と契約している。それで、例えば邦人保護の関連の案件で、専門的アドバイスが必要と思われる場合が出て来て、これは結構難しいから、じゃあ行ってもらおうというときには、その大使館がリテインしている顧問弁護士に相談するということです。
- 大村室長 それは現地にいらっしゃる。
- 大島座長 はい、アメリカならアメリカの弁護士を紹介するということ。
- 道垣内教授 そうすると、逆もあるのでしょうか。つまり、日本の弁護士さんで、在京大使館の顧問をやっていらっしゃる方もいらっしゃるのでしょうか。
- 矢吹委員長 たくさんいます。アメリカ大使館も弁護士と契約して在日米国人の案件を依頼している。
- 片山弁護士 日本にある米国大使館が日本の弁護士を顧問にすることはもちろんある。それはだから同じことです。
- 道垣内教授 在日の大使館・領事館のために顧問等をしている日本の弁護士もいるということですね。その話はこのセッションのテーマには入ってこないということですか。その人たちも随分国際業務をやっていることにはなりますが。
- 矢吹委員長 こちらの海外業務推進センター、日弁連のこのプロジェクトは、国内で涉外案件をやっている弁護士育成というのも入っていきまして、その中にも例えばハーグ条約に対応できる弁護士ですとか、外国人の人権とか刑事事件をやっている弁護士ですとか、もちろん

こちらの大使館から委託をされて仕事をしている弁護士ですとか、そういった人達も育成していこうということで、プロジェクトとしては入っています、こちらの国内で活動するという。

○道垣内教授 確かに海外展開ということでは入ってなさそうですけれども、国際業務推進なら入っていると思います。

○矢吹委員長 こちらの日弁連には入っているのですが、この場では入っていない。

○大貫次長 ここでの議論等々を踏まえて、日弁連で組織立てをする際に、この赤い中に入っているように、国内で活動する弁護士、これはいわゆる渉外案件をメインで扱うということ想定しているので、そういう人たちもきちんと育てるべきだろうということで入れ込んであるという経緯がございます。

○大島座長 話を混乱させるつもりはありませんが、論理的には日本の在外公館に日本の法曹資格者、弁護士を置いておいて、在留邦人の質問に答えることがあるかということはあると思います。恐らく専任の弁護士を駐在させるほどの需要はないと思うので、結論的にはないと思います。

○大貫次長 おっしゃるとおりだと思います。ありがとうございました。

それでは人材育成事業について、続きまして日弁連の国際室の大村室長から、検討事項についての御説明をお願いします。

○大村室長 お手元の資料の7/11ページ、資料4です。資料4は海外展開ないし国際化を意識した人材育成に関する検討の視点をビジュアル化したものです。

法学部、法科大学院などから始まる法曹養成課程の全般、また弁護士資格取得後、実務における養成課程を通じて語学力習得の機会を与えること。そして語学力以外のソフトスキル、例えば交渉スキルや多文化におけるコミュニケーションスキルなどの意識的な養成が必要と考えられます。例として、法曹リカレントプログラム、法曹を対象とする継続教育の取組について御説明します。

慶應義塾大学大学院法務研究科では、弁護士などの法曹実務家が、授業を担当する教員の承諾を得て、法科大学院の授業を履修できる制度を開始することです。授業科目はお手元の資料5、9/11ページ、一覧表に記載のとおりのことです。海外展開に関しては、グローバルロイヤーとして活躍することのできる法律専門家の養成が求められていることを踏まえて、資料5、科目の種別の記載がございますグローバル系、例えば11/11ページのところにグローバル系と記載がございますが、グローバル系の英語での授業科目の一部がリカレントプログラム、対象科目として選定されています。官庁、地方公共団体、企業、国際機関や法整備支援など、新たな活動領域において活躍できる法曹の養成のために設けられたワークショップ・プログラムもございます。特に海外展開の視点から、法整備支援ワークショップ・プログラムと渉外法務ワークショップ・プログラムが法科大学院生向けに開講されているところ、法整備支援ワークショップ・プログラムについて、法曹実務家による履修が認められるようです。

更に国際化を意識した弁護士の継続教育の観点から、現在、日弁連が既存科目の法曹実務家への解放や、新たな講座開設などの話し合いを進めている法科大学院もございます。こちらの事業につきましても、その進捗を分科会で御報告できればと考えております。以上です。

○大貫次長 ありがとうございました。人材育成事業についての報告は今の報告だけなんです

けれども、それについて、御意見、あるいは御質問があれば、よろしく申し上げます。

○矢吹委員長 よろしいでしょうか。

○大貫次長 矢吹先生、お願いします。

○矢吹委員長 正に国際的な法律業務をする弁護士ないしは法曹有資格者の育成には、この教育のところが非常に重要だというふうに思います。それは私も前から申し上げていますが、恐らく慶應義塾大学ではなくて、もっと早稲田大学の方が、今日は道垣内先生がおられるので御存知だと思いますが、多くのたぐさんのアメリカのロースクール、ないしはアジアやヨーロッパのロースクールと提携をしています。そして法科大学院生が向こうの LL.M. へ留学をして LL.M. を取り、そして法曹資格も外国資格を取って、またこちらのロースクールに来る方もいるというプログラムがあります。そういうプログラムに残念ながら多くの学生が参加するというわけにはいかないようですけれども、他方、そこへ参加させていただいて、向こうから来る有名なロースクールの学生たちと交流することで、より国際性が増すというふうに思いました。そういう意味で、これだけではなくて、そういうことをしているロースクール、ないしは大学院をより幅広く調べて、そこに対するインプット、ないしは弁護士・法曹有資格者に対する宣伝をしていくというのが一つ必要なのではないかというふうに思います。それはコメントの一つです。

もう一つは、この成功は、やはり資格の付与というのが私は重要だと思ひまして、今申し上げたように、早稲田で行けば、学生が向こうの法曹資格が取れる。アメリカの法曹資格が有名校に行くと取れるというのは非常に有益で、もし日本の弁護士がここに行って授業を受けたら、向こうのエクステンジ、向こうの LL.M. を受けるとかということがあり得るのであれば、すごい魅力的なプロジェクトだし、国際的な法曹養成には非常に有益だというふうに思うので、そのことがあり得るかどうかが、御検討いただきたい。ここが検討する場なんですけれども、各ロースクールや大学にそういったインプットをしていただきたいというのが私の希望です。

○道垣内教授 今のお話に関連して、早稲田大学法科大学院の取組の話を一度ここで御紹介させていただきましたが、外国の大学との交換学生制度のいいところは、日本で授業料を払っておけば、向こうの授業料を払わなくていいという点です。したがって、こういったプログラムには希望者が殺到する可能性があると思います。慶應義塾大学は、1科目をいくらぐらいで提供しようとしているのでしょうか。経済的なものは何も書かれていないので伺いたいと思います。

○大貫次長 金額については、まだ分からない。

○道垣内教授 ほとんどの場合、限界費用はゼロでしょう。既にある授業に参加していただくだけです。なので、合理的な値付けは非常に難しいと思います。

○矢吹委員長 弁護士が行くわけですから、やはりそれは当然それなりの費用は取らないと。

○道垣内教授 そうなると、非常に政策的な値付けになると思います。

○大村室長 今すぐに情報は持ってありません。

○道垣内教授 慶應義塾大学大学院法務研究科の法曹リカレント教育は4月から始まるのですから、決まっているのではないのでしょうか。もう募集されているのでしょうか、もう少し先でしょうか。

○大村室長 聴講の会費を。

- 道垣内教授 聴講料です。
- 大村室長 希望者を募集はしています。
- 道垣内教授 そうですか。では価格は決まっているはずですね。
- 武藤中小WG座長 2月17日から募集と書いてありますね。
- 大貫次長 もう少しですね。
- 大村室長 ただ、モニタリングの方は実はフリーでということで試行しています。
- 道垣内教授 飛行機の空いた席と同じ扱いですか。
- 片山弁護士 この慶應義塾の試み、新しいプログラムというのは、ディグリーとか、単位は別に関係ないですよ。
- 佐熊参事官補佐 何系、何系というふうになっていて、幾つかの科目を取ると修了証をもらえる仕組みで、1科目ずつの場合は科目と履修制という単位ごとの認定ということになるようです。
- 片山弁護士 変な話、その程度だったら、カルチャースクールと変わらないんじゃないかと思ったものですから。受講料が適正かどうかにもよると思いますけど、安ければなおさらではないかと、そういうふうに思いました。志がある人はこれで勉強して、何か次のステップにということのきっかけにはなるとは思いますけど、やはり我々の経験で言っても、クライアントに直に接触して、胃が痛くなる思いをして、やっと英語の勉強する、そうやって渉外の勉強をしてきたという感じからすると、ちょっとそういう面もあるかなと思います。
- 大村室長 ディグリーを取るだけのコースを始めるのは、おっしゃるように勇気も時間もコストも要りますし、業務を一々中断しなければいけないかもしれませんが、こういう形で業務の合間に教育を受ける機会を得られるということは、きっかけ作りとしては大変重要だと考えております。
- 佐熊参事官補佐 これは弁護士会での研修と同列ではないですけども、その延長線上と申しますか、ロースクールでも弁護士会で実務に長けた先生方から教えていただくのと同じようなスタンスで、ロースクールでもあり、また別の経営法友会でもやり、JILAでもやりというように、いろいろなところでこういうものを使えるようにしていきましょうという試みの一つと。
- 片山弁護士 弁護士会だと、継続教育の関係で、何単位以上を取るとかというのがありますが、それとこれは。
- 佐熊参事官補佐 それをリンクさせるのもいいかという議論はあるのですが、義務的な研修をやっている弁護士会はまだ少ないものですから。
- 片山弁護士 分かりました。
- 大貫次長 それでは今頂いた意見等々を踏まえて、更に検討するとともに、他のロースクールの状況等について情報、あるいは新しいものがあれば、ここで御報告させていただくという形で進めていきたいと思っております。
- 武藤中小WG座長 日本でも上智大学の森下先生と、大阪大学の野村先生を中心に、法学部の学生のネゴシエーションコンペティションというのをされていて、かなり日本全国の大学と、あとは若干海外の大学も参加されていて、それが日本語の部と英語の部がありまして、英語の部は日本人も含めて全部英語でディスカッションすると。そこに例えば英語のできる外国の弁護士さんや日本の弁護士が、あるいは企業法務の方とかがジャッジとして入って、

ジャッジといっても採点評価をするだけなのですが、そういった形でサポートしているというのを、私も実はその評価委員をやっているのです。実際、帰国子女など英語が得意な方を中心として、英語が必要だと分かっている普段から頑張っている方もいれば、オンザジョブで必死に頑張っている方もありますし、そこはいろいろなバックグラウンドがあるのでしょうけれども、日本の場合はかなり個別的に、そういった英語をやりたい人たちが集まってやっていると傾向が強いのかなど。韓国の場合は、もしかすると、もうちょっと海外経験のある方がもともと多いとか、そういう違いもあるのかもしれない。

○矢吹委員長 韓国は司法試験に英語がある。今はもう韓国の方はすごく国際化。つまりは国内市場が小さいですから、海外を目指すということで、英語を身に付けさせるということをして国のプロジェクトとしているんです。ですから司法試験で英語があります。それから、当然ロースクールで英語が身に付く。それから加えて、韓国の弁護士は1万数千だと思えますけど、その半分、それに加えて5,000人以上がアメリカ資格の、アメリカのロースクール出の人たちがたくさん韓国にまた逆輸入しているんです。ですから市場そのものが英語に対するアクセスアビリティが高いです。そういう意味において、それだけ英語コンシャスな学生が多いということです。

○大島座長 そうすると、政府の政策と国内需要と、両方との関連から、法曹を志す学生も英語重視になっていくということでしょう。

○道垣内教授 私の個人的な経験ですが、韓国のホテルで見たテレビ番組ですが、ゴールデンタイムに高校生英語クイズというのをやっていました。番組の全てが全部英語で進行していました。ゴールデンタイムにやるということは、見る人がいるということであり、日本とは相当に英語教育の環境が違うんだなと思いました。

○大島座長 (WTO 法にかかわる国際的模擬裁判コンテストがありますが) その模擬裁判はレベルが高いですから、(非英語圏の学生は) 必死になって英語でやっているということです。日本の学生たちも他国の人達に負けちゃいけないなと思っています。

○大貫次長 非常に貴重な今の意見交換だったと思います。有り難うございました。

○道垣内教授 ついでですが、私が教えている授業に出てくる中国の学生さんも英語力はすごいですね。アメリカのロースクールに行くと、かなりいいところへ行くみたいです。

○大貫次長 人材育成、英語力というのは重要ということですね。分かりました。

それでは最後、2の(4)法曹有資格者の国際機関への登用等についてという項目に移らせていただきます。本来は赤松様から御報告いただく予定でしたが、どうしてもやむを得ない事情があったということで、この報告自体は次回に回させていただいて、室長、続いて申し訳ないのですけれども、日弁連国際室の大村室長から報告をお願い申し上げます。

○大村室長 先に日弁連の現在の取組を簡単に御紹介します。

日弁連では、現在、法学部生、法科大学院生、弁護士などを対象として、国際機関などへの就職を支援するセミナーを開催しております。例えば来る2月1日には広島平和構築人材育成センターと共同でセミナーを開催し、国際法廷で勤務する邦人職員のお話をお伺いするほか、キャリアプランニングに関する邦人職員などの個別相談の機会を設けております。

法曹有資格者の国際機関への更なる登用について、昨日、外務省総合外交政策局国際機関人事センターと面談いたしました。外務省では国際機関へ勤務する日本人を増員するための取組を強化しているところとのことでした。お話をお伺いし、今後、日弁連としては国際機

関勤務希望者の掘り起こしや、希望者のニーズの汲み上げを更に行い、法曹有資格者個人と国際機関のポストとのマッチングを行う場を外務省国際機関人事センターと協議しながら設けたいと考えております。以上です。

- 大貫次長 というようなことで、そういった状況なんですけど、これはなかなか難しいというか、現実問題として国際機関に行くことというのは、そんなにハードルの低いものではないことは皆さん御案内のとおりなんですけど、そういったことも踏まえて、御参加の先生方の意見なりをお聞きしたいと思います。お願いします。
- 大島座長 在外公館に在籍し、特に国際機関を担当したときがありますが、日本人の職員を何とかして増やしたいと思っています。要するに国際機関において日本のプレゼンスが少ないのは有名な話でして、何とかしなければいけない。しかし、公募があつて、関心を持っている人が応募しても、最後のところで得てして語学力で落ちる。日本の水準で見れば、その能力は全く問題はない。しかし向こうから見ると、頭が良くて、中身は100%だと分かるけれども、ちょっとその語学力では無理だとなってしまうことが多いですね。それが少しずつ今では変わりつつあるけれど、あまり変わっていない気がするので、最後はそこにいってしまうんですね。
- 大貫次長 つまり英語力を付けることがいかに重要かということ、国際機関への登用という点においても全く同じことが言えるということですよ。道垣内先生、お願いします。
- 道垣内教授 国際機関ですと、ドクターの資格を持っていないと、なかなか上に上がれないという話をよく聞きます。法学部の学生の中には昔から国際機関に行きたいという人もいるわけですけども、それがいいのか、日本の役所に行ってから出向した方がいいのかというと、後者の方が実際にはお勧めだということだったのではないのでしょうか。そういう認識は法科大学院ができて変わっているのでしょうか。法科大学院はJ.D.という資格を与えますので、それはドクターとして扱ってもらえるのでしょうか。また、アメリカのロースクールを出て、J.D.を持っている人も、せいぜいロースクールに3年行っているだけの人がほとんどですが、そういう人でも国際機関ではドクターとして扱ってもらっているんですか。
- 大村室長 はい。日本のロースクールのJ.D.をマスター以上のものとして扱うという運用は国際機関ではなされておられませんし、日本でそのような交渉を行うよりは、むしろそこを国際機関のリクワイアメントとマッチさせることの方が重要。
- 道垣内教授 マッチというのは、法科大学院卒業後に修士課程・博士課程に入って資格を更にとるということでしょうか。
- 大村室長 国際機関への登用を考えるのであれば、マスター以上を確保するという教育をすることの方が重要ではないかと思います。というのは、国際機関と交渉したこともあるんです。
- 矢吹委員長 日本のロースクールの充実を謳っていますが、アメリカのLL.M.の受験資格すらないので、日本の法科大学院を卒業してもLL.M.の受験資格がないほど、海外ではドクターというのは全然認知されていないと思います。だから、それは何とかしなければいけないとは思いますが。
- 佐熊参事官補佐 そもそもですけども、道垣内先生、早稲田でアメリカの資格まで取ってくるというのは、どういう人たちが何を留学で取得して、アメリカの試験を受験されるんですか。そもそもJ.D.の人はLL.M.さえ受けられないと。だとすると、法学部出身の人だけが

向こうで1年間 LL.M.をやったような形にしてという限定付きのなんですよ。なので、他学部から来た人たちでは、留学してもアメリカの試験を受けられないということなんですよ。

○道垣内教授 そもそも受け入れをしないという場合もありますね。

○佐熊参事官補佐 やはりそうなんですよ。

○道垣内教授 はい。

○矢吹委員長 私のお会いした方は、向こうの法学出ですけども、早稲田のロースクールに行くと、その間にエクステンションですから、クレジットが交換できますから、向こうで取れば早稲田のロースクールのクレジットが取れますから、それで向こうに行かれて、それで向こうの LL.M.を卒業して、ニューヨーク州の資格を取って帰って来た。日本の資格を取る前にニューヨーク資格を取って、それから日本資格も取って裁判官になった人を僕は知っているような気がするんですけども、そういう方もいます。

○佐熊参事官補佐 他学部出身者でロースクールに来る人たちにそういう道がないのかなと思ったのですが、ないということですね。医学部とか、工学部とか、そういう法学部出身じゃない人にはそういうチャンスがない。

○道垣内教授 そうですね。もっとも、そもそも他学部卒業生の法科大学院志望者は減っています。最初の頃は結構いたのですが、最近では、未来が明るくないというイメージのせいか、減っていますね。

○大貫次長 他学部という意味では、例えば早稲田の政経出身者で、法律と近いからというので説明を付けた上で、法学部出身と同等というようなことで、海外のロースクールに行く人というのは何人もいます。

それでは、一応今日準備させていただいた議題については議論を十分させていただいたというふうに思っています。今後は法務省と日弁連において今日の御意見を踏まえて進め方を検討させていただきます。また、今後ヒアリング等で今日御参加の機関にお願いすることもあるかと思しますので、よろしく御対応をお願いします。

では、これで議事が全て終了いたしました。第3回の分科会を終了します。第4回の分科会については、開催日時等、追って調整させていただきますので、よろしくをお願いします。それでは次回もよろしくをお願いします。ありがとうございました。

—了—